

E 711 1394

ボツダム宣言受諾ニ關スル内閣總理大臣及外務大臣報告

昭和二十年八月十五日(水曜日)吹上御苑  
御文庫内ニ於テ開會

聖上臨御

出席員

平沼議長

清水副議長

報告員

鈴木内閣總理大臣

東郷外務大臣

村瀨法制局長官

書記官長

石黒書記官長

南 顧問官

奈良 顧問官

潮 顧問官

林 顧問官

源井 顧問官

小幡 顧問官

三土 顧問官

池田 顧問官

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

(午前十一時三十分開會)

平沼議長開會ヲ宣シ特ニ賜リタル左記御沙汰  
ヲ朗讀シ政府當局ノ報告ヲ求ム

世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ時局ヲ收  
拾センカ爲非常ノ措置トシテ帝國政府ヲシ  
テ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾

スル旨ヲ通告セシメタルカ此件ハ樞密院ニ

諮詢スヘキ者ナルモ事急ニシテ時間ナキ夕

メ議長ヲ最高戰爭指導會議ノ御前會議ニ列

席セシメタルノミニシテ特ニ諮詢セサリシ

ニ依リ諒承セヨ 其ノ詳細ニ至リテハ内閣

總理大臣及外務大臣ヲシテ之ヲ説明セシム

鈴木内閣總理大臣先ヅ今回ノ措置ニ付一言シ

タル後東郷外務大臣ヨリ戰爭終結ニ關聯スル

國際情勢ノ推移及之ニ伴フ措置ノ詳細ニ付別

紙ノ通り説明アリ  
此間 聖上陛下御放送ニ付十一時五十分  
ヨリ十二時十分ニ至ル間休憩ノ上

全頁之ヲ  
并聽

次デ泉ニ顧問官ヨリ聯合軍ニ依ル保障占領ノ  
期間ニ付本庄顧問官ヨリ賠償ノ方法ニ關シ夫  
々質問アリ東郷外務大臣ヨリ保障占領ノ期間  
ニ付テハ時ノ明示ナリ賠償ノ方法ハ現物ニ依  
ルコトトセラレタルガ執レニ付テモ政府ハ之  
ヲ我方ニ有利ナラシムベク最善ノ努力ヲ拂フ  
ベキ旨答辯アリ

林本庄三土各顧問官ハポツダム宣言ノ受諾ト  
我が國體トノ關係ニ付政府ノ所信ヲ訊シ東郷

外務大臣ヨリ同宣言ノ受諾ニ依リ國家統治權  
ハ經過的ニ制限ヲ受クルモ國體ニ基本的影響  
ヲ受クルコトナキ旨而シテ同宣言第十二項モ  
亦日本ノ國體ハ日本人自身ガ決定スベキ問題  
ニシテ外部ヨリ之ニ干渉スベキモノニ非ズト  
謂フノ意ト解スルヲ相當ニスベク假ニ之ヲ人  
民投票等ノ方法ニ依リ決定スベキモノトスル  
意ナリトスルモ我が國民ノ大多數ハ現在ノ國  
體ヲ變更スルガ如キコトナシト信ズル旨答辯  
アリ

深井顧問官ハ最後ニ今日ノ措置ヲ以テ憂慮ノ  
 點ナシトセザルモ勇斷タルヲ失ハザル旨所見  
 ノ開陳アリ  
 右終テ平沼議長ハ閉會ヲ宣ス  
 聖上入御

午後一時三十分閉會

八月十五日樞密院ニ於ケル外交措置及國際情勢  
 ニ關スル説明

鈴木内閣總理大臣ヨリ  
 戰爭終結處置ニ付テハ、自分カラモ申上グベキデアリマスガ、東郷  
 外務大臣ヨリ申上グル方ガハツキリシテ宜シイト思ヒマスカラ、外  
 務大臣ニ説明ヲ願フコトト致シマス  
 ト述ブ。  
 次イデ東郷外務大臣ヨリ別紙ノ通り説明セリ。

外務省

前記「東郷外務大臣ヨリ別紙ノ通り説明セリ。」とあるが、  
整理索引台帳作成時には、別紙は添付されてい  
なかつた。

目録係

昭和四十八年六月二十一日

